

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

なお、これにより本県の認定団体数は、12団体となる。

1 認定団体の概要

- ・名称 特定非営利活動法人ホームホスピスこまつ
- ・代表者 榊原 千秋
- ・事務所 石川県小松市末広町88番地
- ・目的 この法人は、病気や障がい等により介護が必要になっても最期まで安心して尊厳を持って暮らしていけるよう、市民に対して看取りの文化を豊かにするまちづくりの推進を図るとともに、様々な職種やボランティアの役割をコーディネートし、多主体多職種と協力しながら、在宅における当事者とその家族を支援するホームホスピス事業等を通じて、最期まで安心して暮らすことができるケアシステムを持ったまちづくりに寄与することを目的とする。

2 認定の有効期間 令和7年3月26日 ～ 令和12年3月25日（5年間）

(参考)

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成24年4月1日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。